

宇部市国民保護計画（素案）に係る市町国民保護モデル計画（山口県版）からの修正点

資料 4

番号	素案 頁	モデル計画 頁	主な修正部分・修正理由	県の意見・再修正等
1	全体		項目に国民保護法の関係条を明示、	
2	〃		不必要と思われる国の解説を削除	
3	1	1	「(3)市国民保護計画に定める事項」に具体的項目を記述	
4	2～4	2	3 用語の意義を追加 県国民保護計画と同一とした。	
5	5	2	4 地域防災計画との関係を追加 市防災計画の活用を明示	
6	7	4	「(9)市の地域特性への配慮」中、本市の地域特性を 「 臨海部に石油コンビナート存在すること」 「 山口宇部空港が存在すること」 として。	
7	8 ～11	6	1 関係機関の事務又は業務の大綱に県及び指定地方行政 機関等の事務又は業務を追加し、県国民保護計画と同一と した。	
8	11	6	2 関係機関の連絡先を追加 把握しておく内容を明示	
9	12～14	8～9	市の地理的、社会的特徴を記述	
10	18	13	1 市の各部局における平素の業務を修正 各部局の行う平素の業務は、対策本部において行う業務 と関連性が高いことから省略	
11	19	15	「事態レベルに応じた参集職員」を修正 市地域防災計画に準じたものとした。	
12	19	16	「市対策本部長等の代替職員」を記述	

13	20	16	「(6)職員の服務基準」中、「(3) ~ 」を「(3)事態レベル ~ 」に修正 分かりやすい表現にした。	
14	21	16	「(1)国民の権利利益の救済に係る手続等」を修正 予め担当課を定めず、国民保護措置を実施した課を担当課とした。	
15	25	21	「施設・整備面の欄」中、画像伝送無線システムの記述を削除 現時点において実現の可能性が極めて低いため。	
16	26	22	「(2)防災行政無線の整備」を修正 無線整備の方向性を検討中	
17	26	22	「(3)県警察との連携」中、「海上保安部等」を「海上保安署」に修正 管内に海上保安署があるため。 以下、該当箇所を修正	
18	27	23	「(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式」を修正 安否情報省令の改正に伴うもの。	
19	28	24	【被災情報の報告様式】を削除 資料編に掲示	
20	29	25	「(2)職員等の研修機会の確保」に【eカレッジ防災・危機管理ホームページ】のアドレスを追加	
21	32	29	「(3)高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮」中、「避難支援プラン」を「災害時要援護者支援マニュアル」に修正 今年度中にマニュアルを策定予定 以下、該当箇所を修正	
22	34	31 ~ 32	【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】に県担当課を追加（県の担当課が無い施設もあり。）	

23	37	35	2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発中、下段の「武力攻撃事態やテロから身を守るために」の記述を削除 補足の説明のため。	
24	39	36	【市緊急事態連絡室の構成等】の図を市の体制に合わせ修正	
25	41	39	「市対策本部員及び市対策本部職員の参集」中、「一斉参集システム」を「非常連絡網」に修正 市地域防災計画と同じとした	
26	41	39	「市対策本部の開設」を修正 市対策本部の開設を「市庁舎総務部」とした。	
27	41	39	「本部の代替機能の確保」に、代替施設を記述	
28	42 ~ 49	40 ~ 41	「(3)市対策本部の組織構成及び機能」を市地域防災計画に合わせ記述	
29	54	47	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(1)中、「地方連絡部長」を「地方協力部長」に修正 防衛庁組織改編に伴う名称変更 以下、該当箇所を修正 また、「当該市町村の協議会委員」を「市の協議会委員」に修正 市の協議会委員なので。	
30	55	48	6 市の行う応援等(1)中、「市」を「市町」に修正 県内には町もあるので。以下、該当箇所を修正	
31	57	50	「(2)警報の内容の通知」中、 を修正 (教育委員会、・・・)の例示を、当市に合わせた。	
32	57	50	「(2)警報の内容の通知」中、 を修正 市ホームページアドレスを記述	

33	57	50	市長から関係機関への警報の通知・伝達図を修正 警報の内容を記述	
34	58	52	3 緊急通報の伝達及び通知に市長から関係機関への緊急通報の通知・伝達図を追加 緊急通報の内容及び伝達・通知の流れを示した。	
35	59	52	1 避難の指示の通知・伝達中、市長からの関係機関への避難の指示の通知・伝達図を修正 避難措置の指示等の内容を記述	
36	60 ~ 61	53 ~ 54	2 避難実施要領の策定を修正 国の解説【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】及び【国の対策本部長による利用指針の調製】を本文に組み込む。 本文に組み込む方が、内容が分かりやすくなるので。	
37	61	54	「(5)避難実施要領の内容の伝達」中、消防長、海上保安部長等の説明を削除 本市には必要がないので。	
38	63	56	「(6)高齢者、障害者等への配慮」中、後段の「(また、「避難支援プラン」を・・・)」を削除 解説的なものなので。	
39	64 ~ 68	59 ~ 63	4 武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項から 6 市の特性に応じた避難の方法までを項目にし、本文に組み込む。 本文と組み込み統一性を持たせた。	
40	65	59	ア、イ、(2) の「対策本部長」を「国の対策本部長」に修正 市の対策本部長との混同を避けるため	

41	66	61	「(3)着上陸侵攻の場合」中、「離島における避難について」の部分を削除 本市に離島が無いため。	
42	67	62	(2)～(4)の「市町内」を「市内」に修正 市内との表現が妥当なので。	
43	68	63	6 市の特性に応じた避難の方法に 「(1)石油コンビナート等・・・」 「(2)山口宇部空港・・・」を記述 (1)、(2)を市の特性としているので。	
44	71 ～ 73	66 ～ 68	「第6章 安否情報の収集・提供」を修正 安否情報省令の改正に伴うもの	
45	75	70	「(1)退避の指示」を修正 国の解説を整理し、 屋内退避の指示、 屋外退避の指示に整理 分かりやすい表現とした。	
46	79	74	を修正 ・水防管理者は、市長のため削除 ・水防団員は、定めていないため削除	
47	79	75	「(3)市が管理する施設の安全確保」中、後段の一部事務組合の記述を削除 一部事務組合を構成し管理する生活関連等施設がないため。	
48	80	75	「(1)危険物質等に関する措置命令」中、「市町村対策本部」を「市対策本部」に修正 本市は、市対策本部なので。	

49	80 ~ 81	76	3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 を修正 県国民保護計画 P 131 と同じ記述とした。	
50	83	77	「 生物剤による攻撃の場合」中、後段の保健所の記述を 削除 市設置保健所は無いため。	
51	83 ~ 84	77 ~ 78	「(5)市長の権限」中、「関係消防組合の管理者若しくは長」 の記述を削除 消防組合を構成していないため。	
52	83	78	「市長の権限表」の項目に「法第 108 条第 1 項」の記述を 追加 関係条を明示した。	
53	88	82	「(1)ガス・水の安定的な供給」を修正 本市は、ガス事業も行っているため	
54	88	82	「(2)公共的施設の適切な管理」を修正 市の管理する主なライフライン的施設は、道路、下水道 に限られるため。	
55	90	84	「(2)特殊標章等の交付及び管理」を修正 ・水防管理者を削除 ・(国が示した例の記述)を削除 ・ 、 、 の交付対象者を削除 要綱に定めるため。	
56	91	85	2 公共的施設の応急復旧(2)中「鉄道施設・・・所有す る港湾施設」を削除 市の管理する施設がないため。	